# 株式会社産業再生機構法施行規則 （平成十五年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）

#### 第一条（定義）

この規則において「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等をいい、「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。  
この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

##### ２

前項に規定する他の法人等の意思決定機関を支配している法人等とは、次の各号に掲げる法人等をいう。  
ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

* 一  
  他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等
* 二  
  他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であって、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
* 三  
  法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

##### ３

この規則において「債務の株式化等」とは、株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）が、対象事業者に対して有する債権を現物出資することにより、対象事業者が機構に対して発行する株式その他の持分を取得することをいう。

##### ４

前三項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、株式会社産業再生機構法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

#### 第二条（政府関係金融機関及び預金保険機構に準ずる特殊法人等）

法第二条第一項第五号に規定する主務省令で定める特殊法人等は、政府関係金融機関（株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫をいう。）及び預金保険機構のほか、次に掲げる法人とする。

* 一  
  農水産業協同組合貯金保険機構
* 二  
  保険契約者保護機構
* 三  
  信用保証協会
* 四  
  農業信用基金協会
* 五  
  漁業信用基金協会
* 六  
  日本私立学校振興・共済事業団
* 七  
  株式会社商工組合中央金庫
* 八  
  株式会社日本政策投資銀行
* 九  
  独立行政法人勤労者退職金共済機構
* 十  
  国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
* 十一  
  独立行政法人農畜産業振興機構
* 十二  
  独立行政法人農業者年金基金
* 十三  
  独立行政法人農林漁業信用基金
* 十四  
  国立研究開発法人森林研究・整備機構
* 十五  
  独立行政法人北方領土問題対策協会
* 十六  
  独立行政法人国際協力機構
* 十七  
  国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
* 十八  
  国立研究開発法人科学技術振興機構
* 十九  
  独立行政法人福祉医療機構
* 二十  
  独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
* 二十一  
  独立行政法人情報処理推進機構
* 二十二  
  国立研究開発法人情報通信研究機構
* 二十三  
  独立行政法人労働者健康安全機構
* 二十四  
  独立行政法人医薬品医療機器総合機構
* 二十五  
  独立行政法人環境再生保全機構
* 二十六  
  独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
* 二十七  
  独立行政法人中小企業基盤整備機構
* 二十八  
  独立行政法人奄美群島振興開発基金
* 二十九  
  年金積立金管理運用独立行政法人
* 三十  
  独立行政法人住宅金融支援機構

#### 第三条（金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者）

法第二条第一項第六号に規定する金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

* 一  
  銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第一項の免許を受けた同法第四十七条第一項に規定する外国銀行
* 二  
  信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社
* 三  
  保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等及び同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人
* 四  
  金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）
* 五  
  債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社
* 六  
  割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三条第一項に規定する割賦販売業者、同法第二十九条の二第一項に規定するローン提携販売業者、同法第三十条第一項に規定する包括信用購入あつせん業者及び同法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あつせん業者
* 七  
  リース契約（次に掲げる要件をすべて満たす契約をいう。）により資産を使用させることを業とする者
* 八  
  対象事業者（対象事業者になろうとする者を含む。以下この条において同じ。）を子法人等とする親法人等で当該事業者に対する金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付及び社債の引受けを含む。以下同じ。）を行うもの
* 九  
  一般社団法人又は一般財団法人で対象事業者に対する金銭の貸付けを行うもの
* 十  
  地方公共団体で対象事業者に対する金銭の貸付けを行うもの
* 十一  
  農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会
* 十二  
  酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会で清酒及び単式蒸留しようちゆうに係るもの
* 十三  
  中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第一号に掲げる事業協同組合及び同条第一号の二に掲げる事業協同小組合
* 十四  
  中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項第八号に掲げる商工組合
* 十五  
  商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第五条第一項に規定する商店街振興組合
* 十六  
  中小企業投資育成株式会社
* 十七  
  次に掲げる投資事業（対象事業者に対し債権を有することとなるものに限る。以下この号において同じ。）に関する組合等
* 十八  
  資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体（以下「特別目的会社」という。）
* 十九  
  投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人

#### 第四条（議事録）

法第十七条第八項の規定による議事録の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

議事録は、書面又は電磁的記録（法第十七条第九項に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成しなければならない。

##### ３

議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

* 一  
  産業再生委員会（以下「委員会」という。）が開催された日時及び場所（当該場所に存しない委員又は監査役が委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
* 二  
  委員会の議事の経過の要領及びその結果
* 三  
  決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、当該委員の氏名
* 四  
  法第十七条第六項の規定により委員会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

#### 第五条（電磁的記録）

法第十七条第九項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

#### 第五条の二（署名又は記名押印に代わる措置）

法第十七条第九項に規定する主務省令で定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

#### 第五条の三（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）

法第十七条の二第二項第二号に規定する主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

#### 第五条の四（書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例）

法第十七条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、機構は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。

##### ２

機構は、前項の規定により備え置かれた電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示したものを機構の本店において閲覧又は謄写に供することができる。

#### 第六条（機構の特定関係者）

株式会社産業再生機構法施行令（以下「令」という。）第一条第二項に規定する主務省令で定めるものは、第一条第二項に規定する他の法人等の意思決定機関を支配している法人等とする。

##### ２

令第一条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。  
ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

* 一  
  法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であって、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等
* 二  
  法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であって、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
* 三  
  法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であって、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

##### ３

特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

#### 第七条（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由）

法第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令・財務省令・経済産業省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

* 一  
  機構が、機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を経営の状況の悪化した機構の特定関係者（法第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）との間で合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引又は行為を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。
* 二  
  前号に掲げるもののほか、機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。

#### 第八条（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

機構は、法第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

##### ２

主務大臣は、前項の規定による承認の申請があったときは、機構が法第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

#### 第九条（特定関係者との間の取引）

法第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二第一号に規定する内閣府令・財務省令・経済産業省令で定める取引は、機構が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、機構に不利な条件で行われる取引をいう。

#### 第十条（特定関係者の顧客との間の取引等）

法第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二第二号に規定する内閣府令・財務省令・経済産業省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

* 一  
  当該特定関係者の顧客との間で行う取引で、機構が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者の顧客と同様であると認められる当該特定関係者の顧客以外の者との間で、当該特定関係者の顧客との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、機構に不利な条件で行われる取引（当該特定関係者と当該特定関係者の顧客が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその取引の条件にしているものに限る。）
* 二  
  当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が機構の取引の通常の条件に照らして当該特定関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの
* 三  
  何らの名義によってするかを問わず、法第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二の規定による禁止を免れる取引又は行為

#### 第十一条（一時停止の対象となる回収等）

法第二十四条第一項に規定する債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使は、対象事業者に対する債権の債権者として対象事業者に対し行う一切の裁判上又は裁判外の行為のうち、次に掲げるものを除くものとする。

* 一  
  次項及び第三項（同項に規定する場合に限る。）に規定する債権の弁済の受領
* 二  
  対象事業者が当該関係金融機関等に対して有する預金その他の債権について他の債権者による仮差押え、保全差押え又は差押えがされた場合に行う相殺
* 三  
  対象事業者に対し約束手形、為替手形又は小切手（外国におけるこれらに類するものを含む。以下「手形等」という。）の割引を行った場合であって、当該手形等の不渡りがあったときにおける遡求権の行使又は当該割引に係る契約に基づく当該手形等の買戻請求権の行使
* 四  
  対象事業者に対する貸付けに関し、次に掲げる対象事業者による担保の提供があった場合の受入れ
* 五  
  対象事業者が関係金融機関等に対し提供した担保について、その担保の設定が動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第三条第二項に規定する動産譲渡登記又は同法第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは同法第十四条第一項に規定する質権設定登記により行われている場合における当該登記の存続期間の延長
* 六  
  前各号に類する行為であって、対象事業者の事業の再生を困難にするおそれがないと委員会が認めたもの

##### ２

次に掲げる債権については、一時停止の要請によりその弁済の受領を妨げない。

* 一  
  約定利息
* 二  
  有価証券関連デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引又は為替予約取引に係る債権
* 三  
  対象事業者が商取引のために振り出した手形等のうち支払期日が到来したものに係る債権
* 四  
  関係金融機関等が行った輸入信用状の決済により直接発生する対象事業者に対する債権
* 五  
  対象事業者が関係金融機関等に対して支払う振込、口座振替、為替、手形代金取立て等のあらかじめ定められている事務手数料

##### ３

次に掲げる債権については、法第二十二条第三項の規定により当該債権に係る一時停止を要請する旨の決定を行ったときを除き、その弁済の受領を妨げない。

* 一  
  社債
* 二  
  次に掲げる契約に基づく貸付債権

##### ４

第二項第二号の「有価証券関連デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（同項第四号に掲げる取引に限る。）をいう。

##### ５

第二項第二号の「金融等デリバティブ取引」とは、銀行法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引をいう。

##### ６

第二項第二号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（金融商品取引法第二条第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）に該当するものを除く。）をいう。

#### 第十二条（機構が決定を行ったときの公表事項）

法第三十条に規定する主務省令で定める事項その他の機構が公表しなければならない事項は、次の各号に掲げる決定又はその撤回につき、当該各号に定める事項とする。

* 一  
  支援決定  
    
    
  当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項
* 二  
  買取申込み等期間の延長の決定  
    
    
  当該決定を行った旨及び次に掲げる事項
* 三  
  支援決定の撤回  
    
    
  当該撤回をした旨のほか、次に掲げる事項
* 四  
  買取決定  
    
    
  当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項
* 五  
  対象事業者に係る債権又は持分の処分の決定  
    
    
  当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項

##### ２

前項第五号ロからトまでに掲げる規定は、信託の引受けに係る債権又は持分については、適用しない。

#### 第十三条（インターネットを利用する公告の方法）

法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める方法は、インターネットを利用して次に掲げる事項を公衆の閲覧に供する方法とする。

* 一  
  確認を行った日
* 二  
  確認を受けた金融機関等の名称
* 三  
  確認に係る貸付けを行う日
* 四  
  確認に係る貸付金の元本額

# 附　則

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年五月三〇日内閣府・財務省・経済産業省令第二号）

この命令は、平成十五年十月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第二条の規定  
    
    
  平成十六年一月五日
* 二  
  第三条の規定  
    
    
  平成十六年三月一日
* 三  
  第四条の規定  
    
    
  平成十六年四月一日
* 四  
  第五条の規定  
    
    
  石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
* 五  
  第六条の規定  
    
    
  中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）の施行の日
* 六  
  第七条の規定  
    
    
  石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の施行の日

# 附則（平成一六年二月二四日内閣府・財務省・経済産業省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。  
ただし、第十一条第六項の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年四月二八日内閣府・財務省・経済産業省令第二号）

この命令は、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年四月三十日）から施行する。

# 附則（平成一六年九月三〇日内閣府・財務省・経済産業省令第三号）

この命令は、破産法（平成十六年法律第七十五号）の施行の日から施行する。  
ただし、第二条第二十七号の改正規定は、平成十六年十月一日から、同条第二十八号の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月二八日内閣府・財務省・経済産業省令第四号）

この命令は、信託業法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

# 附則（平成一七年三月三一日内閣府・財務省・経済産業省令第一号）

この命令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成一八年三月三〇日内閣府・財務省・経済産業省令第一号）

この命令は、会社法の施行の日から施行する。  
ただし、第二条第八号の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二七年三月三一日内閣府・財務省・経済産業省令第三号）

この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年二月一日内閣府・財務省・経済産業省令第一号）

この命令は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二九年三月一日内閣府・財務省・経済産業省令第一号）

この命令は、森林法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。